

議案第 17 号

松阪市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について

松阪市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、市が管理する特定道路（以下単に「道路」という。）を新設し、又は改築する場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）に定めるところによる。

第 2 章 歩道等

(歩道等)

第 3 条 道路には、歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設けるものとする。

2 前項に規定する歩道等の構造に関する基準は、規則で定める。

第 3 章 立体横断施設

(立体横断施設)

第 4 条 道路には、高齢者、障害等の移動円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下この条において「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障

害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

4 前2項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、通路、階段その他の移動等円滑化のために必要な施設を設けるものとする。

5 前3項の規定による移動等円滑化された立体横断施設に設ける移動等円滑化のために必要な施設の構造に関する基準は、規則で定める。

第4章 乗合自動車停留所

(乗合自動車停留所)

第5条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、規則で定める値を標準とする。

2 乗合自動車停留所には、ベンチ及び上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 自動車駐車場

(車椅子使用者用駐車区画)

第6条 自動車駐車場には、車椅子使用者、妊産婦その他の歩行が困難な者（以下「車椅子使用者等」という。）が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「車椅子使用者用駐車区画」という。）を設けるものとする。

2 車椅子使用者用駐車区画の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 第1項に規定する車椅子使用者用駐車区画の構造に関する基準は、規則で定める。
(車椅子使用者用停車施設)

第7条 自動車駐車場の自動車の出入口又は車椅子使用者用駐車区画を設ける階には、車椅子使用者等が円滑に利用できる停車のために供する部分（次項において「車椅子使用者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する車椅子使用者用停車施設の構造に関する基準は、規則で定める。
(自動車駐車場に設ける施設)

第8条 前2条に規定するもののほか、自動車駐車場内において高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、出入口、通路、エレベーター、傾斜路、階段、屋根、その他の移動等円滑化のために必要な施設を設けるものとする。

2 前項の規定による自動車駐車場内の必要な場所に設ける移動等円滑化のために必要な施設の構造に関する基準は、規則で定める。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設

(案内標識)

第9条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

- 2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第10条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
- 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第11条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第12条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

第7章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定により歩道を設けることとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭

^{さく}窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分設けることができる。